

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11.各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12.'措置の分類'の見直し	13.'措置の内容'の見直し	14.各省庁からの再検討要請に対する回答	15.各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16.'措置の分類'の見直し	17.'措置の内容'の見直し	18.各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
130010	国立公園の普通地域における風力発電施設の設置要件の緩和	C	-	国立公園の普通地域においては、我が国の優れた自然の風景地を保護するため、自然の風景を大きく変更するおそれのある行為については届出制としている。特に、工作物の新築等については、一定規模以上の大規模なものに限って届出を義務づけているところである。このため、風力発電施設であることをもって届出を不要とすることはできない。なお自然公園法施行規則第14条は届出を行わなければならない基準であり、許可基準とは異なる。	風力発電施設のうち、届出が不要とできるものを明確化できないか、また、風力発電施設については、届出をすれば設置が可能なのか、確認されたい。工作物の設置にあたり届出をした場合において、当該行為が禁止、制限される場合を明確にされたい。	C		普通地域においては、風力発電は自然公園法施行規則に基づき、鉄塔の高さが30mを超える場合は届出が必要であることとしており明確である。また、公園の風景の保護に支障のないものについては設置は可能である。なお、措置命令に関する処理基準については既に定めている。	費省の回答にある「措置命令」は、具体的に何を指すのか明示されたい。	C		平成13年5月28日付環境省自然環境局長通知「国立公園普通地域内における措置命令に関する処理基準について」である。	2009010	鳥羽市(24211)	環境にやさしい風車(風力発電)特区	自然公園法で定める普通地域の緩和
130020	国立公園の園地事業承認施設の軽微な変更に関する承認手続きの簡素化	C	-	国立公園の公園事業は、国立公園の保護と適正な利用を図るために、国が執行することを基本とするもの、地方公共団体は環境大臣の同意を得て、民間事業者は環境大臣の認可を得た場合に執行することができる。自然公園法施行令第6条に基づき公園事業施設の位置、施設の規模及び構造等を変更する場合にも環境大臣の承認を必要としている。しかしながら、同法施行規則第4条において、建築物の内部の構造であって軽易なものほか、特別保護地区や特別地域における不要許可行為等については上記承認を不要とする行為として定めている。さらに、今般、一時的な工作物の設置など通常の管理行為及び軽易な行為で、その周辺の風致の維持に支障を及ぼすことが少ないと認められる行為については許可を要しない行為とする「国立・国定公園における自然を活用した権しの容易化事業」については、特区により対応することとし、環境省令により自然公園法施行規則の特例を定めるところである。このため、軽易な行為等に該当せず、恒久的な施設の規模、構造等の変更については、国立公園の保護又は適正な利用に支障を及ぼすことがないよう、環境大臣の責任において個別に判断する必要がある。また神戸市において現在執行している公園事業において公園事業施設の規模及び構造を変更する場合の標準処理期間は1ヶ月となっており、今後も処理の迅速化に努めて参る所存。	神戸市が提案していることは、環境大臣の承認が必要なのかどうか確認されたい。	C		神戸市に確認したところ、恒久的な工作物等を設置しようとしているものであり、所要の手续が必要である。					2080010	神戸市(28100)	六甲有馬観光特区	園地事業承認施設の軽微な変更に関する手続きの簡素化
130030	国定公園の特別地域内における工作物設置許可基準の設置権限の都道府県知事への移譲	C	-	国定公園は優れた自然の風景地を国民共有の財産として保護と利用を図るため、国の責任において審議会の意見を聞いて指定する公園である。このため、国定公園においても国定公園の資質が失われないよう、国が定めた基準で許可を行うことが適当である。ただし風致を維持する限度内であれば、自然的、社会的条件から判断して基準の適用が適当でない場合に基準の特例を定めることができる(自然公園法施行規則第11条第3項)こととされていることより、具体的には個々の事例に則して判断する必要がある。	本件においては、都道府県知事によって基準の特例を設けることができるか、判断の上、回答されたい。	C		当該地区は国定公園であることから、風致を維持する限度内であれば、自然的、社会的条件から判断して基準の適用が適当でないとも都道府県知事が判断した場合には基準の特例を定めることができる。					2041020	長崎県(42000)	しま交流人口拡大特区	国定公園特別地域内での事業実施要件の緩和
130040	自然公園の公園事業となる施設の種類の拡大	E	-	公園事業施設は国立公園又は国定公園の利用又は保護のための施設(例えば登山道や宿舎など利用に供する施設や、荒地の植生の復元など自然環境の保護を図る施設)と規定されており、今回提案の坂本龍馬立像の建立はこれに該当せず、行為許可として把握されるものであり、事実承認である。	風力発電施設については、自然公園内に多く存する自然環境を有効活用したものであり、環境保護の目的に資するものと考えられるため、そのような環境保護の目的に資する風力発電施設については、公園事業として認めてもいいのではないかと、再度検討し、回答されたい。	E		公園事業施設は、公園の利用のための施設又は公園の保護のための施設であって、環境保護一般に資するものを対象とはしていない				2198010	大分県(44000)	エコエネルギー導入推進特区	自然公園の公園事業となる施設の種類の拡大	
130050	国定公園の特別地域内の公園計画、公園事業に関する権限の市町村長への移譲	E	-	公園計画に基づいて定められる公園事業施設は国定公園の利用又は保護のための施設(例えば登山道や宿舎など利用に供する施設や、荒地の植生の復元など自然環境の保護を図る施設)と規定されており、今回提案の坂本龍馬立像の建立はこれに該当せず、行為許可として把握されるものであり、事実承認である。また、公園計画は、国定公園の保護又は利用のための規制又は施設に関する計画であり、一般的に複数の市町村にまたがる公園全体のあり方を定めるものである。したがって、それぞれの市町村が個別に計画を定めることは適当ではない。									2223010	日本龍馬会(50110)、個人、個人、個人	平成維新ベンチャー観光特区	国定公園に関する公園計画の決定権の市町村長への委譲。
130050	国定公園の特別地域内の公園計画、公園事業に関する権限の市町村長への移譲	E	-	公園計画に基づいて定められる公園事業施設は国定公園の利用又は保護のための施設(例えば登山道や宿舎など利用に供する施設や、荒地の植生の復元など自然環境の保護を図る施設)と規定されており、今回提案の坂本龍馬立像の建立はこれに該当せず、行為許可として把握されるものであり、事実承認である。また、公園計画は、国定公園の保護又は利用のための規制又は施設に関する計画であり、一般的に複数の市町村にまたがる公園全体のあり方を定めるものである。したがって、それぞれの市町村が個別に計画を定めることは適当ではない。									2223020	日本龍馬会(50110)、個人、個人、個人	平成維新ベンチャー観光特区	国定公園に関する公園事業の決定権の市町村長への委譲。

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11.各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12.'措置の分類」の見直し	13.'措置の内容」の見直し	14.各省庁からの再検討要請に対する回答	15.各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16.'措置の分類」の見直し	17.'措置の内容」の見直し	18.各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
130060	国定公園の特別地域内の行為許可に関する権限の市町村長への移譲	C	-	国定公園は優れた自然の風景地を国民共有の財産として保護と利用を図るため、都道府県の申し出により、環境大臣が審議会の意見を聴いて区域を指定し、公園計画を決定し、都道府県が公園計画に基づき特別地域を指定し、都道府県の責任において保全管理をする自然公園である。また、国定公園は、優れた自然の風景地としてのまとまりに着目し、複数の関係市町村に跨って指定されることが多いことから、特別地域内の行為については、広域的な視点から一定の許可基準に基づき都道府県が専門的に判断することが必要であり、行為許可に関する権限を市町村長に移譲することは適当でない。	提案者の要望は、地域の実情をよく把握した市町村の意見を反映したいというものであり、国定公園での行為に市町村長の意向を組み入れることについて具体的に検討し、回答されたい。	C		国定公園における許可については都道府県知事が行うことになっており、市町村長の意見を反映するか否かについては都道府県知事が判断するものである。					2223030	日本龍馬会(50110)、個人、個人、個人	平成維新ベンチャー観光特区	国定公園の特別地域に関する許可の市町村長への委譲。
130060	国定公園の特別地域内の行為許可に関する権限の市町村長への移譲	C	-	国定公園は優れた自然の風景地を国民共有の財産として保護と利用を図るため、都道府県の申し出により、環境大臣が審議会の意見を聴いて区域を指定し、公園計画を決定し、都道府県が公園計画に基づき特別地域を指定し、都道府県の責任において保全管理をする自然公園である。また、国定公園は、優れた自然の風景地としてのまとまりに着目し、複数の関係市町村に跨って指定されることが多いことから、特別地域内の行為については、広域的な視点から一定の許可基準に基づき都道府県が専門的に判断することが必要であり、行為許可に関する権限を市町村長に移譲することは適当でない。	提案者の要望は、地域の実情をよく把握した市町村の意見を反映したいというものであり、国定公園での行為に市町村長の意向を組み入れることについて具体的に検討し、回答されたい。	C		国定公園における許可については都道府県知事が行うことになっており、市町村長の意見を反映するか否かについては都道府県知事が判断するものである。					2223040	日本龍馬会(50110)、個人、個人、個人	平成維新ベンチャー観光特区	環境省令の基準の範囲の引き上げをする許可の市町村長への委譲。
130060	国定公園の特別地域内の行為許可に関する権限の市町村長への移譲	C	-	国定公園は優れた自然の風景地を国民共有の財産として保護と利用を図るため、都道府県の申し出により、環境大臣が審議会の意見を聴いて区域を指定し、公園計画を決定し、都道府県が公園計画に基づき特別地域を指定し、都道府県の責任において保全管理をする自然公園である。また、国定公園は、優れた自然の風景地としてのまとまりに着目し、複数の関係市町村に跨って指定されることが多いことから、特別地域内の行為については、広域的な視点から一定の許可基準に基づき都道府県が専門的に判断することが必要であり、行為許可に関する権限を市町村長に移譲することは適当でない。	提案者の要望は、地域の実情をよく把握した市町村の意見を反映したいというものであり、国定公園での行為に市町村長の意向を組み入れることについて具体的に検討し、回答されたい。	C		国定公園における許可については都道府県知事が行うことになっており、市町村長の意見を反映するか否かについては都道府県知事が判断するものである。					2223050	日本龍馬会(50110)、個人、個人、個人	平成維新ベンチャー観光特区	環境省令の基準の範囲に関する許可の市町村長への委譲。
130060	国定公園の特別地域内の行為許可に関する権限の市町村長への移譲	C	-	国定公園は優れた自然の風景地を国民共有の財産として保護と利用を図るため、都道府県の申し出により、環境大臣が審議会の意見を聴いて区域を指定し、公園計画を決定し、都道府県が公園計画に基づき特別地域を指定し、都道府県の責任において保全管理をする自然公園である。また、国定公園は、優れた自然の風景地としてのまとまりに着目し、複数の関係市町村に跨って指定されることが多いことから、特別地域内の行為については、広域的な視点から一定の許可基準に基づき都道府県が専門的に判断することが必要であり、行為許可に関する権限を市町村長に移譲することは適当でない。	提案者の要望は、地域の実情をよく把握した市町村の意見を反映したいというものであり、国定公園での行為に市町村長の意向を組み入れることについて具体的に検討し、回答されたい。	C		国定公園における許可については都道府県知事が行うことになっており、市町村長の意見を反映するか否かについては都道府県知事が判断するものである。					2223060	日本龍馬会(50110)、個人、個人、個人	平成維新ベンチャー観光特区	国定公園の特別地域内の許可基準の緩和の決定権を市町村長に委譲。
130060	国定公園の特別地域内の行為許可に関する権限の市町村長への移譲	C	-	国定公園は優れた自然の風景地を国民共有の財産として保護と利用を図るため、都道府県の申し出により、環境大臣が審議会の意見を聴いて区域を指定し、公園計画を決定し、都道府県が公園計画に基づき特別地域を指定し、都道府県の責任において保全管理をする自然公園である。また、国定公園は、優れた自然の風景地としてのまとまりに着目し、複数の関係市町村に跨って指定されることが多いことから、特別地域内の行為については、広域的な視点から一定の許可基準に基づき都道府県が専門的に判断することが必要であり、行為許可に関する権限を市町村長に移譲することは適当でない。	提案者の要望は、地域の実情をよく把握した市町村の意見を反映したいというものであり、国定公園での行為に市町村長の意向を組み入れることについて具体的に検討し、回答されたい。	C		国定公園における許可については都道府県知事が行うことになっており、市町村長の意見を反映するか否かについては都道府県知事が判断するものである。					2223070	日本龍馬会(50110)、個人、個人、個人	平成維新ベンチャー観光特区	国定公園の特別地域内の許可基準の緩和の決定権を市町村長に委譲。
130060	国定公園の特別地域内の行為許可に関する権限の市町村長への移譲	C	-	国定公園は優れた自然の風景地を国民共有の財産として保護と利用を図るため、都道府県の申し出により、環境大臣が審議会の意見を聴いて区域を指定し、公園計画を決定し、都道府県が公園計画に基づき特別地域を指定し、都道府県の責任において保全管理をする自然公園である。また、国定公園は、優れた自然の風景地としてのまとまりに着目し、複数の関係市町村に跨って指定されることが多いことから、特別地域内の行為については、広域的な視点から一定の許可基準に基づき都道府県が専門的に判断することが必要であり、行為許可に関する権限を市町村長に移譲することは適当でない。	提案者の要望は、地域の実情をよく把握した市町村の意見を反映したいというものであり、国定公園での行為に市町村長の意向を組み入れることについて具体的に検討し、回答されたい。	C		国定公園における許可については都道府県知事が行うことになっており、市町村長の意見を反映するか否かについては都道府県知事が判断するものである。					2223080	日本龍馬会(50110)、個人、個人、個人	平成維新ベンチャー観光特区	国定公園の特別地域内の許可基準の緩和の決定権を市町村長に委譲。
130060	国定公園の特別地域内の行為許可に関する権限の市町村長への移譲	C	-	国定公園は優れた自然の風景地を国民共有の財産として保護と利用を図るため、都道府県の申し出により、環境大臣が審議会の意見を聴いて区域を指定し、公園計画を決定し、都道府県が公園計画に基づき特別地域を指定し、都道府県の責任において保全管理をする自然公園である。また、国定公園は、優れた自然の風景地としてのまとまりに着目し、複数の関係市町村に跨って指定されることが多いことから、特別地域内の行為については、広域的な視点から一定の許可基準に基づき都道府県が専門的に判断することが必要であり、行為許可に関する権限を市町村長に移譲することは適当でない。	提案者の要望は、地域の実情をよく把握した市町村の意見を反映したいというものであり、国定公園での行為に市町村長の意向を組み入れることについて具体的に検討し、回答されたい。	C		国定公園における許可については都道府県知事が行うことになっており、市町村長の意見を反映するか否かについては都道府県知事が判断するものである。					2223090	日本龍馬会(50110)、個人、個人、個人	平成維新ベンチャー観光特区	国定公園の特別地域内の許可基準の緩和の決定権を市町村長に委譲。

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11.各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12.'措置の分類'の見直し	13.'措置の内容'の見直し	14.各省庁からの再検討要請に対する回答	15.各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16.'措置の分類'の見直し	17.'措置の内容'の見直し	18.各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
130060	国定公園の特別地域内の行為許可に関する権限の市町村長への移譲	C	-	国定公園は優れた自然の風景地を国民共有の財産として保護と利用を図るため、都道府県の申し出により、環境大臣が審議会の意見を聴いて区域を指定し、公園計画を決定し、都道府県が公園計画に基づき特別地域を指定し、都道府県の責任において保全管理をする自然公園である。また、国定公園は、優れた自然の風景地としてのまとまりに着目し、複数の関係市町村に跨って指定されることが多いことから、特別地域内の行為については、広域的な視点から一定の許可基準に基づき都道府県が専門的に判断することが必要であり、行為許可に関する権限を市町村長に移譲することは適当でない。	提案者の要望は、地域の実情をよく把握した市町村の意見を反映したいというものであり、国定公園での行為に市町村長の意向を組み入れることについて具体的に検討し、回答されたい。	C	-	国定公園における許可については都道府県知事が行うこととなっており、市町村長の意見を反映するか否かについては都道府県知事が判断するものである。				2223100	日本龍馬会(50110)、個人、個人、個人	平成維新ベンチャー観光特区	国定公園の特別地域内の許可基準の緩和の決定権を市町村長に委譲。	
130070	緊急登録車両及び特殊車両における自動車Nox法の適用除外	C	-	・現状に記載したとおり、警察自動車・消防自動車のうち特殊な構造又は装置を有するもの等については、猶予期間を通常より長期間とする措置を講じているところ。 ・車種規制の適用地域については、大気汚染改善の観点から、必要に応じて、自治体の意見を聴いて指定したものである。	提案者の要望は、走行距離が少なく、窒素酸化物や微粒子状物質の排出寄与度も小さい緊急登録車両等については、使用本拠地である自治体において、条例によりきめ細かな規制を行うというものであり、この点を踏まえ要望を実現できないか、具体的に検討し、回答されたい。	C	-	「8.措置の概要」に同じ。また、自動車NOx・PM法の車種規制は、大都市地域における自動車排出ガスに起因する大気汚染状況の改善のために止むに止まれぬものとして、自治体の意見を聴き指定した対策地域内に使用の本拠を有する車に対し行うものであり、走行距離・用途についての全ての車両についての事情を勘案して規制要件を設けることは困難であることから、その実効性を確実に担保するために、窒素酸化物及び粒子状物質に係る特別の排出基準を自動車検査の基準としているものである。条例において一部の車両のみの事情を勘案し優遇的な措置を設けることは、車種規制の対象となる民間事業者との間で著しい不公平を生じ、適切ではない。なお、地方公共団体においては、大気汚染状況の改善のため、その保有する車両の低公害車への代替を積極的に推進すべきものと考えている。			提案者の意見では、「例えば起震体験車にあっては他の消防車両と同様、運行を自主的にするものでないという使用実態があるが特例猶予除外となっている」とことであり、このような車両については、特例猶予の対象にならないか、具体的に検討し、回答されたい。	C	-	2031010	高槻市(27207)	自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(Nox・PM法)の適用除外 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(Nox・PM法)の適用除外
130080	グリーン購入法における特定調達品目の判断基準の緩和	E	-	グリーン購入法は、環境物品の調達の推進を図るために、国及び独立行政法人等が物品等を購入する際に、環境に配慮された物品等の購入に努めることを定めたものであり、特定の物品を購入することを義務付けるものではない。 同法においては、地方公共団体に対しては環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成するよう努めることとされているが、法的義務ではない。さらに、同法においては、地方公共団体が定める方針においては、調達を推進する環境物品等も当該地方公共団体が独自に設定することとなり、国の基本方針に準拠する義務はない。 以上により、本件は規制には当たらない。	特定調達品目及びその判断基準を定めた「基本方針」において、LPG車については、CNG車と違い、「低排出ガス車認定実施要領」の基準に適合し、車両区分ごとの燃費の基準を満たすもの、との条件がつけられている理由について、回答されたい。	E	-	グリーン購入法の趣旨は、国がある物品等を購入する際に、より環境負荷の低減に資するものを率先して購入することにより、それらの普及を図るというものである。このため、それぞれの物品について、基本的には対象となる物品の基準(判断基準)を設けるが、あるカテゴリの製品のほとんどがより環境負荷の低減に資するものであると言うことのできる場合にはそのカテゴリのものを判断の基準とする場合もある。 CNG自動車については、経済産業省、国土交通省及び環境省により策定された低公害車開発普及アクションプラン(平成13年7月11日)において通常のガソリン車よりもCO2やNOx等の排出ガス性能が優れていることから、電気自動車、ハイブリッド自動車及びメタール自動車と同様に低公害車として位置付けているのに対し、LPガス車については、その排出ガス性能がガソリン車と同等であることから、ガソリン車と同様に低燃費、低排出ガスの基準を満たしたものを低公害車として整理しており、グリーン購入法「基本方針」においてもこの考え方に基づき整理しているところである。 また、実際の環境性能においてもCNG自動車については、現在調達できるものは、ほぼ上記の基準以上の環境性能を有していると考えられる。 (参考) 自動車税についても、CNG自動車はその排出ガス性能に着目して、税制の優遇対象となっている。それに対し、LPガス自動車は、低燃費かつ低排出認定車のみ優遇対象となっている。			2135010	株式会社 北澤商会(50020)	低公害車普及推進特区	グリーン購入法・特定調達品目の判断基準の規制撤廃。		
130090	農林業被害防止のために許可不要で捕獲できる有害鳥獣の対象の拡大	D-1	-	法第13条によりネズミ・モグラ類を除外している理由は、基本的に、これらの種は、農林業活動において事前にその存在を確認することが困難であり、その活動中に意図せず殺傷されることが不可避で、これを防止することは事実上不可能な場合が多いことであること。また、一般に行動範囲が極めて狭いとされており、例えば農地に生息する場合、当該地で長期にわたり生息し、加害を続けるという特殊性を有すること。さらに、同種は繁殖速度が速いことから、農林業を目的とした捕獲圧による生態系保全、種の保存の観点からも影響が小さいことによるものである。 したがって、同種については、このような特殊性により捕獲許可を要しないこととしているものであり、同種以外の鳥獣を、同条の対象種とすることは鳥獣の保護の観点から認められない。 なお、提案については、法第3条で環境大臣が定めた基本指針(第4 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可(有害鳥獣捕獲に係るものに限る。))に関する事項において、「予察捕獲」制度があり、さらに有害鳥獣駆除の許可条件の考え方としては、基本指針に即して都道府県知事が定めた鳥獣保護事業計画において、捕獲方法、許可区域、時期、日数、捕獲頭羽数、許可対象者、捕獲鳥獣名を明らかにしてあり(捕獲権限については、市町村長に委譲済み)、この制度を活用することにより、1本の許可による長期にわたる捕獲が可能である。	「予察捕獲」制度によって、提案内容が実現できると解してよいが、確認の上、回答されたい。	D-1	-	「予察捕獲」制度によって、提案内容の「許可なく捕獲」することはできないが、農林業に対する野生鳥獣による被害への迅速な対応を可能にしたいという要望の目的に照らせば、「予察捕獲」制度を活用し、事前に被害を予想した捕獲許可を得ておくことにより、要望の目的は達成できると考えるものである。			2197010	大分県(44000)	有害鳥獣被害防止推進特区	農林業事業者が被害防止のために有害鳥獣を捕獲できるように一定の鳥獣について許可の例外を設ける。		

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11.各都府庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12.「措置の分類」の見直し	13.「措置の内容」の見直し	14.各都府庁からの再検討要請に対する回答	15.各都府庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16.「措置の分類」の見直し	17.「措置の内容」の見直し	18.各都府庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
130100	リサイクル施設の設置に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の手続きの簡素化	C		自動車リサイクル施設に関する廃棄物処理法第8条に基づく手続きについては、そのリサイクル施設自体が生活環境の保全上支障のないよう、適切な施設の構造を有していること及び適切な維持管理がなされることを確保するために規制を行っているものであり、この施設の許可を取ることその施設が生活環境上問題のない施設として地域住民からの信頼を得るよりどころとなっているものである。この申請手続きは施設の生活環境への影響を考慮し、また、地域住民の理解を得つつ透明性をもって処理施設の設置を進めるために設けられているものであり、廃棄物処理法の趣旨から見て特区に限り要件を緩和することは不適当と考える。また、施設の許可については技術的な基準を遵守すれば取得できるものであり、周辺地域の生活環境の影響にも配慮して許可を取得することが適切と考える。さらに、許可の主体は愛知県等であり、具体的な手続の円滑な実施は愛知県等によって対応可能な部分が多いと考える。	自動車リサイクル法上のリサイクル施設について、廃棄物処理法と同様の規制を求める理由は何が、明確にされたら。	C		リサイクル施設に関する廃棄物処理法第8条及び第15条に基づく手続きについては、そのリサイクル施設自体が生活環境の保全上支障のないよう、適切な施設の構造を有していること及び適切な維持管理がなされることを確保するために規制を行っているものであり、この施設の許可を取ることその施設が生活環境上問題のない施設として地域住民からの信頼を得るよりどころとなっているものである。自動車リサイクル法においては自動車メーカーや輸入業者に使用済み自動車等を適正に処理(引き取り、フロン回収、解体、リサイクル)することが義務づけられているが、それぞれの処理について適正に行うために必要な能力を有しているか審査するための業の規制があることから、廃棄物処理法上の廃棄物処理業の許可に関する特例措置が講じられているところである。その一方、生活環境への影響を抑えるためリサイクル施設に係る許可については、自動車リサイクル法にはなく廃棄物処理法に委ねられているため、自動車リサイクル施設についても廃棄物処理法に基づく規制が必要である。フロン回収、解体、破砕、リサイクル等の自動車リサイクル施設についてはいずれも生活環境への影響が懸念されるため、生活環境の保全上支障のないよう適切な施設の構造を有していること及び適切な維持管理がなされることを確保するために、廃棄物処理法第8条及び第15条に基づく施設の規制を行う必要がある。	生活環境の保全上支障が生じる可能性の少ない処理施設を、廃棄物処理施設と明確に区分するとあるが、個別リサイクル法で定めるリサイクルを行う場合についても、廃棄物を扱うことによりは、施設の稼働による生活環境保全上の影響が懸念されるため、生活環境保全上の支障が生じる可能性について区別の基準を設定すること自体困難である。 このため、従来から廃棄物処理法第8条及び第15条においてそのリサイクル施設自体が生活環境保全上支障のないよう適切な施設の構造を有していること及び適切な維持管理がなされることを確保するために規制を行っているものであるが、これは、個別リサイクル法の有無に関わらず、廃棄物処理施設のうちリサイクルを行う施設だけが生活環境への影響がないという実態にはないことから、必要な規制である。 また、廃棄物のリサイクルを行う場合であっても、廃棄物を処理する施設からの生活環境保全上の支障が生じないようにするといった目的及び規制内容が同一である以上、廃棄物処理法において包括的に規制することが合理的かつ効果的であり、個別リサイクル法等において別途許可にかからしめることは妥当ではない。 むしろリサイクルについて廃棄物の処理という側面があることを見過ごすことによって、不適正な処理やそれによる事故が発生する危険性もあることを認識する必要がある。	C		1006030	愛知県(23000)、豊橋市(23201)、蒲郡市(23214)、御津町(23604)、田原町(23621)	国際自動車特区	リサイクル施設の設置に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の手続きの簡素化	
130110	広域再生利用指定制度の対象廃棄物の拡大	C		昨年7月、「使用済み自動車の再資源化等に関する法律(いわゆる自動車リサイクル法)」を制定したところであり、使用済み自動車の再資源化等を円滑に実施する上で必要な措置については、廃棄物処理法上の特例も含め、既に同法において規定されているところである。また、広域再生利用指定制度の指定を「特区」という限られた区域のみにおいて行えば、特区外に出され不適正な処分等がなされるおそれがある上、これを防止する手段が無くなることから、不適当である。 さらに、そのような不適正処理が起きた場合の原状回復責任も曖昧になってしまい、責任を追及できない場合、最終的には地方公共団体が多額な原状回復費用を負担せざるを得なくなることに留意する必要がある。	提案は、リサイクルを推進する観点からしているものであり、この観点に基づき、具体的に検討されたい。また、廃棄物が特区外に出され、不適正な処分がなされないよう適切な代替措置が講じられれば、特区において要望を実現できないか、再度検討し、回答されたい。	C		全国規模での自動車リサイクルの観点から、再資源化等を適正かつ円滑に実施する新たな仕組みを構築することにより、自動車リサイクルを推進することと目的として自動車リサイクル法が制定されたものであり、同法施行後には、事業所の所在地を管轄する都道府県等の許可等があれば、全国から解体自動車等を収集・運搬し事業を行うことが可能となる特例が既に措置されている。同法では、不適正処理が行われないように預託金の徴収や電子マネーによる管理等の様々な措置がなされ、ご要望の地区も含め確実にリサイクルが行われる仕組みが構築されているところであり、まずは未だ全面施行されていない同法を確実かつ円滑に施行することにより、使用済み自動車のリサイクル率を構築・発展させていくことが、リサイクル事業の活性化に資すると考える。					1006040	愛知県(23000)、豊橋市(23201)、蒲郡市(23214)、御津町(23604)、田原町(23621)	国際自動車特区	広域再生利用指定制度の対象廃棄物の拡大
130120	廃棄物運搬に係る広域再生利用指定制度の対象廃棄物の拡大	C		どこから、どのような廃棄物をどのように収集・運搬するのか、どこでどのように廃棄物のリサイクルを行うのか不明であるため、広域再生利用指定制度の活用について判断できるような状況にならず、また、電子タグを導入するとなぜ規制緩和が必要になるのか、なぜ木更津港に広域再生利用指定制度を適用する必要があるのか不明である。また、広域再生利用指定制度の指定を「特区」という限られた区域のみにおいて行えば、特区外に出され不適正な処分等がなされるおそれがある上、これを防止する手段が無くなることから、不適当である。 さらに、そのような不適正処理が起きた場合の原状回復責任も曖昧になってしまい、責任を追及できない場合、最終的には地方公共団体が多額な原状回復費用を負担せざるを得なくなることに留意する必要がある。	提案は、リサイクルを推進する観点からしているものであり、この観点に基づき、具体的に検討されたい。また、廃棄物が特区外に出され、不適正な処分がなされないよう適切な代替措置が講じられれば、特区において要望を実現できないか、再度検討し、回答されたい。	C		ご提案の内容については、いまだもって、ITリサイクルポートにおいて廃棄物がどのように運搬され、どのように再生利用するのかといったリサイクルの仕組みが不明であるため、電子タグの活用による厳重な廃棄物の管理を試みることが広域再生利用指定制度の緩和を図ることは、妥当ではない。ご提案のITリサイクルポートが企業誘致の側面を有した構想であるとするなら、産業廃棄物の収集、運搬及び処分にかかる業の許可の主体は千葉県であることから、千葉県の責任のもと適正な審査を経た上で許可を与え、ITリサイクルポート構想を推進していただくものであると考える。					2192020	千葉県(12000)	ITリサイクルポート特区	廃棄物運搬に係る広域再生利用指定制度の拡大及び指定基準の緩和
130130	再生利用認定制度の対象廃棄物の拡大(下水道汚泥及びその焼却灰)	C		再生利用認定制度は、廃棄物のリサイクルを行うに当たって、生活環境の保全上支障が生じることのないことや、再生品が利用者の需要に適合し利用が見込まれること等の一定の要件に該当する再生利用に限定して認められている制度である。下水道汚泥については腐敗性を有すると考えられ、広域的に収集・運搬する過程で悪臭による生活環境保全上の問題が懸念されるとともに、下水道汚泥やその焼却灰については有害物質が含まれる蓋然性が高(生活環境保全上の問題が懸念されること、下水道汚泥の焼却灰については収集・運搬の際に飛散するおそれがあること、リサイクル施設に運搬された後にリサイクル製品の需給調整で一時的に廃棄物の保管量が増大する可能性があること、廃棄物の性状が劣化した場合にリサイクル製品の品質を保つことが困難となり、再生利用の実施が不確実であること)から、再生利用認定制度の対象とすることは困難である。	提案において、下水道汚泥及びその焼却灰を適正に再生利用できる技術を持つ民間企業があることとされているが、このように適正な技術がある場合には、再生利用認定制度の対象にしても問題は無いのではないか、再度検討し、回答されたい。	C		再生利用認定制度は、生活環境の保全上支障がない等の一定の要件に該当する再生利用に限定して認められている廃棄物処理法上の特例である。下水道汚泥及びその焼却灰については腐敗性又は有害性を有している生活環境に影響のある廃棄物であり、その処理については生活環境調査の実施やその調査結果に関する周辺関係者の意見を聞く等手続きを経て行われるべきである。また、仮に再生利用できる技術が発展した場合においても、リサイクル施設に運搬された後にリサイクル製品の需給調整で一時的に廃棄物の保管量が増大する可能性がある他、廃棄物の性状が劣化した場合にリサイクル製品の品質を保つことが困難となり再生品が利用者の需要に適合し利用が見込まれるか不確実であるためリサイクル製品が廃棄物となる可能性は依然として残っている。こういった取組状況による影響については、再生利用できる技術の発展では解決し得ない問題であることから、単に不用品というだけでなく腐敗性及び有害性を有している下水道汚泥及びその焼却灰を再生利用認定制度の対象とすることは困難である。なお、そもそも産業廃棄物である下水道汚泥及びその焼却灰の処理については都道府県の監督のもと適正な技術で処理を行うことは廃棄物処理法上当然のことであり、都道府県において下水道汚泥及び焼却灰の処理に関する周辺地域の生活環境への影響等に関する審査を受けた上で許可を取得することが適当と考える。	費省の回答において、「再生品が利用者の需要に適合し利用が見込まれるか不確実である」とあるが、再生品が確実に利用されるか否かは、どのような判断基準により判断されるのか、回答されたい。	C		2043010	愛知県(23000)	下水道汚泥再生利用促進特区	再生利用認定制度の対象廃棄物の拡大	

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11.各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12.「措置の分類」の見直し	13.「措置の内容」の見直し	14.各省庁からの再検討要請に対する回答	15.各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16.「措置の分類」の見直し	17.「措置の内容」の見直し	18.各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
130140	再生利用認定制度の対象廃棄物の拡大(乾燥加工を施した食品残渣)	C		再生利用認定制度は、廃棄物のリサイクルを行うに当たって再生品が生活環境の保全上支障が生じることのないこと、リサイクルに伴い廃棄物を生じないこと、再生品が利用者の需要に適合し利用が見込まれること等の一定の要件に該当する再生利用に限って認められている制度である。食品残渣は腐敗性を有すると考えられ、広域的に収集・運搬する過程で悪臭による生活環境保全上の問題が懸念されるとともに、リサイクルに伴い相当量の廃棄物が生じること、リサイクル製品である有機肥料の利用先の確保が容易でないことから、再生利用認定制度の対象とするには技術的な基準を遵守すれば取得できるものであり、周辺地域の生活環境への影響にも配慮して許可を取得することが適切と考える。	提案において、食品残渣について近年では脱水・乾燥など高度な処理によって、生活環境への悪影響を与えずに、農業における有機肥料の供給源となることが見られるとされているが、このように高度な技術がある場合には、再生利用認定制度の対象にしても問題はないのではないか、再度検討し、回答された。	C		再生利用認定制度は、生活環境の保全上支障がない等の一定の要件に該当する場合に限って認められている廃棄物処理法上の特例である。脱水・乾燥等の処理を経た食品残渣であっても、たい肥としての利用を想定している残渣であれば腐敗性を有するものと考えられる。また、提案によれば、たい肥化のためにさらなる処理が予定されているものにより、その過程でアンモニア等の悪臭が発生する等、生活環境保全上の問題が懸念されること、さらにリサイクル製品である有機肥料の利用先の確保が容易でないことから、再生利用認定制度の対象とするには技術的な基準を遵守すれば取得できるものであり、周辺地域の生活環境への影響にも配慮して許可を取得することが適切と考える。	貴省の回答において、「リサイクル製品である有機肥料の利用先の確保が容易でない」とあるが、再生品が確実に利用されるのか、どのような判断基準により判断されるのか、回答されたい。	C		2044010	愛知県(23000)	「食と農」リサイクル特区	再生利用認定制度の対象品目の基準の特例	
130150	再生利用可能な溶融スラグについての廃棄物処理法の適用除外	C		リサイクル可能物を廃棄物から除外することとし、廃棄物処理法の適用を「特区」という限られた区域のみにおいて除外すれば、特区内でリサイクル名目での不適正な管理等がなされるおそれや特区外に持ち出され不適正な処分等がなされるおそれがある上、これを防止する手段も無くなることから、不適当である。	提案者の要望は、多くの公的機関により利用指針等が示されているなど有用性が認められているなど有用性が認められているものについては、有償・無償に関わらず、廃棄物処理法の特例を設けるというものであり、この点について具体的に検討し、回答されたい。また、廃棄物が特区外に持ち出され、不適正な処分がなされないような適切な代替措置が講じられれば、特区において要望を実現できないか、再度検討し、回答された。	C		溶融スラグについて、「多くの公的機関により利用指針等が示されているなど有用性が認められている」とのことであるが、現在、日本工業規格等を策定するための検討が進められている途上であり、特に環境安全の試験・評価方法についてはまだ確立されたものが存在しない。また、仮に利用指針が示されたとしても、有償性が一般的に認められない場合においては、取引価値がないこと等により不要であるために放置されるなどぞんざいに扱われ、それが原因で環境保全上の支障を生じる可能性が常にもっているため、廃棄物としてその移動や保管その他の取扱いそのものを管理する必要がある。現状においては、廃棄物溶融スラグについては、利用先が確保できている現状があると認識している。なお、現行の廃棄物処理法は、不適正処理を根絶するため、地方公共団体からも強い要望を受けて各種規制を新設・強化してきたものであるが、多数の地方公共団体において要綱等により、廃棄物処理法によらない規制(許可申請前に事業者に対して事前協議を求めるといったもの)が行われており、むしろこうした規制が円滑な事業実施を困難としていると考えられるため、地方公共団体の判断で行われている法律によらない規制の見直しについてまず検討していただくことが必要である。	貴省の回答にあるとおり、溶融スラグについて日本工業規格等が策定されれば、有用性が認められるのか、回答されたい。	C		2119010	川口市(11203)	溶融スラグ有効利用特区	溶融スラグの有効利用に関する法令等の弾力的な運用と規制の緩和	
130160	一般廃棄物の戸別収集を行うごみ出し代行サービスにおける廃棄物収集・運搬業許可の適用除外	C		市町村は、一般廃棄物処理計画に基づき民間事業者も活用しつつ一般廃棄物の処分を行う義務があり、市町村の判断で、御指摘のニーズについても必要に応じ対応可能と考える。 なお、要望については、一般家庭からのごみを搬出して広域的に一般廃棄物を収集運搬する行為を行いたいとのことであるが、一般廃棄物については、市町村が定める一般廃棄物処理計画に従って処理体制が確保されており、市町村が直接収集運搬せず、民間事業者を活用する場合には市町村から業務を受託するか、廃棄物処理法第7条第1項に基づく一般廃棄物の収集運搬業の許可を取得して行う必要がある。ご要望の件については、市町村の許可を取得しなとも市町村をまたがって広域的に廃棄物を収集運搬できることを想定しているようであるが、収集した廃棄物は各市町村が定める処理施設に搬入する必要があること、市町村の監督が行き渡らない状態で市町村の処理計画に従わない処理を行うことにより、不適正処理が発生するおそれがあることから、ご要望の規制の撤廃を行うことは困難である。	各家庭からごみを収集し、ごみ出し場まで運搬するサービスについては、廃棄物処理法上の収集運搬業の許可を取る必要があるのか、確認された。	D-1		当初の規制の特例事項の内容には「一般廃棄物を複数市町村にまたがって戸別収集する場合」とあったが、再検討要請においては「各家庭からごみを収集し、ごみ出し場まで運搬するサービス」とあり、特例事項の内容がより限定化されている。この前提のもとに検討する。独居老人等の家庭から排出されたごみを、当該市町村のルールに従い、最寄りのごみ出し場(市町村の定めるいわゆるごみ収集ステーション)まで搬出する行為については廃棄物処理法上の収集運搬業の許可を取る必要はないと考えている。				2045010	愛知県(23000)	「ごみ出し」たすけあい特区	独居老人等のごみ戸別収集・運搬サービス事業者への参入緩和	
130170	汚泥等の産業廃棄物の運搬及び処分に関する委託の特例	C D-1		産業廃棄物に係る委託基準は、産業廃棄物は当該産業廃棄物の排出事業者が自らの責任で処理しなければならないとする排出事業者責任の観点から、安易な処理委託による不適正処理を防止する観点から設けられているものである。 本件については、下水道管理者が責任をもって産業廃棄物処理業者に下水汚泥の処理を委託するべきであり、下水道維持管理業者に責任転嫁することは適切ではないと考えられるが、下水道管理者が産業廃棄物処理業者に処理を委託する際に、委託契約に係る事務を委任することは可能である。 なお、松山市は産業廃棄物行政を所管している以上、当該処理についてもその適否について市民の十分な理解を得る必要があるのではないかと考えられる。									2157010	松山市(38201)	下水道浄化センター包括的民間委託特区	汚泥等の産業廃棄物の運搬及び処分に関する委託の特例
130180	指定引取場所のない離島における家庭用機器の処理	D-1		市町村が廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて廃棄物4品目を回収した上で再資源化を行うことは、特定家庭用機器再商品化法により妨げられていないので、同法による特段の措置を講ずることなく実施しようとする。	市町村が小売業者に廃棄物4品目の回収を委託することによって、小売業者を通じて、収集、運搬を行い、リサイクルセンターで再資源化することが可能と検討している。	D-1		特定家庭用機器再商品化法においては、「5. 制度の現状」で述べた原則により、小売業者は、引き取った廃棄物4品目を製造業者等に引き渡すことが義務付けられている。このため市町村で処理する廃棄物4品目の収集運搬を小売業者に委託することはできないが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて市町村が許可する一般廃棄物収集運搬業者等に委託して収集運搬体制を構築することはできる。	提案者の意見によると、小売業者を通じて収集運搬に係る排出者の負担の軽減を図るため、小売業者を通じて市町村のリサイクルセンターまで収集運搬できないかを求めるものであり、この点を踏まえて再度検討し、回答された。	D-1		2156010	名瀬市(46207)、大和村(46523)、宇検村(46524)、住用村(46526)、龍郷町(46527)、笠利町(46528)、瀬戸内町(46525)	奄美大島リサイクル特区	奄美大島リサイクル特区構想	